

菰野町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

令和5年9月22日告示第92号

改正

令和6年6月14日告示第74号

(趣旨)

第1条 この告示は、菰野町における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、菰野町太陽光発電設備等設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、菰野町補助金等交付規則（昭和55年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助の対象となる太陽光発電設備等（以下「対象設備」という。）は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 太陽光発電設備

- ア エネルギー起源二酸化炭素（エネルギー使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。次号アにおいて同じ。）の排出削減に効果があること。
- イ 商用化され、導入実績があるものであること。
- ウ 中古設備ではないこと。
- エ リース設備ではないこと。
- オ 既存の太陽光発電設備への増設又は買替えでないこと。

(2) 蓄電池

- ア 商用化され、導入実績があるものであること。
- イ 前号で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
- ウ 中古設備ではないこと。
- エ リース設備ではないこと。
- オ 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- カ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- キ 定置用であること。
- ク 1キロワットアワー当たり15万5,000円（工事費込み・税抜き）以下の蓄電池であること。
- ケ 既存の蓄電池の増設又は買替えでないこと。

コ アからコまでに掲げるもののほか、町長が別に定める蓄電池の仕様（別添①）を
満たすもの

（補助対象経費）

第3条 この告示において、補助の対象となる経費は、前条に定める対象設備の購入費用
及び設置に係る工事費用とする。

（補助対象者）

第4条 町長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者に対して、予算の範囲内で補助
金を交付する。

- （1） 菰野町内で自ら所有し居住する住宅の屋根又は住宅敷地内の倉庫、カーポート等
の屋根に、対象設備を設置する者であること。
- （2） 町税等を滞納していない者であること。
- （3） 対象設備について、国及び県から他の補助等を受けて事業を実施しない者である
こと。
- （4） 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108
号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくF I T制度又はF I P制度の認定を取
得しない者であること。
- （5） 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給
（自己託送）を行わない者であること。
- （6） 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（平成29年
3月資源エネルギー庁）に定める遵守事項（ただし、専らF I T制度の認定を受けた
者に対するものを除く。）を遵守できる者であること。
- （7） 発電した電力量の30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費する者であるこ
と。
- （8） 環境価値（対象設備による発電に係る二酸化炭素の排出削減効果に関する付加価
値をいう。次号において同じ。）を、その電力の供給を受けて使用する者に帰属させ
ること。
- （9） 対象設備に係る法定耐用年数を経過するまでの間、環境価値についてJ-クレジ
ット制度への登録を行わない者であること。
- （10） 菰野町暴力団排除条例（平成23年条例第2号）第2条に規定する暴力団又は暴力
団員でないこと。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とし、予算の範囲内とする。

(1) 太陽光発電設備

発電出力（キロワット表示の小数点第2位以下切捨て）に1キロワット当たり7万円を乗じた額（千円未満切捨て）とし、2キロワットを限度とする。

(2) 蓄電池

蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）の3分の1の額（千円未満切捨て）とする。
ただし、2キロワットアワーを限度とする。

2 補助金を交付することができる回数は、対象設備を設置する建築物1棟につき1回を限度とする。また、1人につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、菰野町太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設置に係る見積書の写し
- (2) 契約書の写し（契約済みの場合）
- (3) 対象設備の設置場所及びその付近の見取図
- (4) 対象設備の仕様書
- (5) 委任状（事務等代行者へ委任する場合に限る。）
- (6) 誓約書（申請者用）
- (7) 誓約書（施工事業者用）（契約済みの場合）
- (8) 対象設備で発電する電力の消費量計画書
- (9) 住民票の写し
- (10) 対象設備を設置する建築物の所有者が確認できる書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、菰野町太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付することが不相当と認められたときは、菰野町太陽光発電設備

等設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた後に補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは取下げしようとするときは、菰野町太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。ただし、完了日の変更については申請を不要とする。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、菰野町太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）決定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（状況報告書）

第9条 町長は、必要と認めるときは、交付決定者に対して、事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

（実績報告書）

第10条 交付決定者は、対象設備の設置が完了したときは、速やかに菰野町太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- （1） 対象設備の設置に係る契約書（申請時に提出した場合は不要）及び領収書の写し
- （2） 対象設備の保証書の写し
- （3） 発電設備の連携に関するお知らせ及び売（買）電契約書等の写し
- （4） 対象設備の設置状況を把握できる写真
- （5） 住民票の写し（申請時の住所と異なる場合）
- （6） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、菰野町太陽光発電設備等設置費補助金額の確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 交付決定者は、前条の額の確定通知を受けた後、菰野町太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書(様式第8号)を提出するものとし、町長はこれを受理した日から起算して30日以内に補助金を支払うものとする。

(財産処分等の制限)

第13条 前条の規定による補助金の交付を受けた者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、その対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合等はこの限りではない。

- 2 前項ただし書きのときは、補助金の交付を受けた者は、菰野町太陽光発電設備等設置費補助対象設備財産処分等承認申請書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、菰野町太陽光発電設備等設置費補助対象設備財産処分等承認通知書(様式第10号)により、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金の再確定)

第14条 交付決定者は、第10条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったことにより補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、町長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第9条に準じて提出するものとする。

- 2 町長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第10条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。
- 3 町長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金がすでに交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が、法令等又は法令等に基づく町長の処分若しくは指示に従わない場合。
 - (2) 交付決定者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 交付決定者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- 2 町長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 町長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(自家消費割合の報告)

第16条 補助金の交付を受けた者は、事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年間を対象とした菰野町太陽光発電設備等設置費補助金自家消費割合報告書(様式第11号)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 報告期間、発電量、買電量、売電量、自家消費量及び自家消費割合が分かる書類
 - (2) その他町長が必要と認めたもの
- 2 前項の報告の期限は、報告対象年度の翌年度の7月31日までとし、計3回報告するものとする。

(現地調査等)

第17条 町長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

- 2 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

(関係書類の保管)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助金の申請書及び実績報告書に関連する書類を、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、対象設備に関する書類については、第13条第1項ただし書きで定める、町長が定める期間を経過しない場合においては、経過するまでの期間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年6月14日告示第74号）

この告示は、告示の日から施行する。